

杉戸町人権施策推進指針

一人権尊重社会の実現のために

【履歴】

平成17年7月(初 版)

平成22年3月(第2版)

平成27年3月(第3版)

令和2年3月(第4版)

令和8年3月(第5版)

令和8年3月

杉 戸 町

はじめに

人権とは、誰もが自分らしく幸せに生活する権利であり、すべての人が生まれながらにして持つ、誰からも侵害されることのない大切な権利であります。

その普遍的な理念は、日本国憲法や世界人権宣言にも示され、民主社会を築くための必要不可欠な土台となっております。

しかしながら、私たち社会の中では、インターネット上での心ない誹謗中傷、子どもや高齢者などへの虐待に加え、配偶者への暴力、部落差別、性的マイノリティや外国人への人権侵害など、ますます複雑・多様化した人権問題が日々生じております。

本町では、「第6次杉戸町総合振興計画」において、すべての人の人権が尊重される実現を図るため、学校や家庭、地域など、あらゆる場を通じて人権教育や啓発を効果的・継続的に推進しております。

この度、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、「杉戸町人権施策推進指針」の見直しを行い、この新たな指針に基づき、町民・関係団体の皆様と連携を図りながら、お互いの人権を尊重するまちづくりを目指してまいります。

令和8年3月

杉戸町長 窪田裕之

目 次

はじめに	1
I 人権教育・啓発についての基本的考え方	
1 指針策定の背景	4
(1) 国際社会の動き	4
(2) 国内の動き	5
(3) 埼玉県の動き	6
(4) 杉戸町の動き	6
2 基本理念	7
3 趣旨	7
4 人権教育	8
5 人権啓発	8
II 分野別人権施策の推進	
1 部落差別（同和問題）	9
2 女性の人権	11
3 こどもの人権	13
4 高齢者の人権	15
5 障がい者の人権	17
6 外国人の人権	18
7 その他の人権問題	19
III 人権教育の基本視点	
1 生涯を通じた人権教育の推進	23
2 一人ひとりが輝くための人権教育	24
IV 人権教育・啓発の推進	
1 あらゆる場での人権教育の推進	25
(1) 学校教育における人権教育	25
(2) 社会教育における人権教育	26

(3) 家庭における人権教育	26
(4) 行政における人権教育	27
2 効果的な啓発活動の実施	27
(1) 人権意識の普及・高揚	27
(2) 人材の育成と活用	28
(3) 推進体制の整備	28
(4) 調査・研究の実施	28
(5) 情報公開と個人情報の保護	28
(6) 人権行政の推進	28
(7) 福祉関係者・その他企業等民間における人権啓発	...	28
3 連携・協力体制	29
(1) 国・県との連携	29
(2) 近隣市町との連携	29
(3) 民間団体との連携	29
V 計画の推進【実現のために】		
1 目標の達成	30
2 推進体制の整備	30
3 目標年次等	30

— 資料 —

- 杉戸町人権施策推進会議設置規程
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 部落差別の解消の推進に関する法律

I 人権教育・啓発についての基本的考え方

1 指針策定の背景

(1) 国際社会の動き

20世紀前半、人類は二度にわたる世界大戦を引き起こし、それによって何千万という尊い人命が失われました。このことに対する深い反省の上に立って、戦後ただちに、恒久平和を目指した組織として国際連合(国連)が結成されました。

昭和23(1948)年の第3回国連総会では「世界人権宣言」が採択されました。戦争が起こる根本に人権の無視や軽視があったことを反省した世界の国々は、恒久平和の確立という国連の目標を実現するためには、世界のすみずみまでゆきわたる強固な人権の確立が不可欠であると認識したのです。

「再び戦争を起こさない」という国連の崇高な目標は、残念ながら繰り返し裏切られました。しかし、その間にも、平和の確立のためにさまざまな努力が重ねられ、それと並行してより具体的な人権確立のための取組が続けられました。それらの営みは、「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などの国際人権諸条約として結実しています。また国連は、人権に関わる国際年を次々に設けて、世界の人々に人権への関心を促し、加盟各国に対して人権拡大のための取組を求めてきました。

これらの取組を通じて、人権に対する人々の関心と意識は世界的に高まりました。平成6(1994)年の第49回国連総会は、平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。

「人権教育のための国連10年」は、このような世界の風潮を集約し、より強固で確実なものにしようとするところみです。

平成16(2004)年末までの「人権教育のための国連10年」は、世界の各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、平成17(2005)年1月1日に「人権教育のための世界プログラム」として継続されることが採択されています。

21世紀は、「人権の世紀」と言われますが、これは「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」ということを指しています。地球上のすべての国や社会において重要なキーワードとなる“人権”を共通課題として位置づけ、「人類共生」、「人間の発展と安全」に取り組むことが国際社会にも求められています。

(2)国内の動き

わが国は、国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に加入しています。世界平和の実現のために、国際社会の一員としての役割を積極的に果たしていくことは、平和憲法をもつ我が国の重要な責務です。

一方、国内に目を向けたとき、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、多くの人権問題が生じています。

このような中、平成7(1995)年12月、人権問題に関する施策の総合的、効果的推進を図ることを目的に、内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9(1997)年7月、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が作成されました。「日本社会には依然として様々な人権問題が存在している」という認識のもとに広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成する人権教育を進めるに当たり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者)に対する取組を強化するとともに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等多くの人権問題に取り組んできました。

こうした様々な人権問題を改善するためには、国民一人ひとりに人権意識やその重要性を認識するための、人権教育・啓発が必要であるとした人権擁護推進審議会答申が平成11(1999)年7月に提出され、人権擁護推進審議会答申を受けた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」という。)」が平成12(2000)年11月に制定され、同年12月に施行されました。

この法律の第2条では、人権尊重の精神の涵養と国民の間に人権尊重の理念を普及、理解の深長を目的とし、第3条では人権教育、啓発の場は学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じて、その発達段階に応じて行うこととしています。

その後、平成14(2002)年3月には、この法律の第7条の規定に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されています。この計画は、平成23(2011)年4月に一部変更され、北朝鮮当局による拉致問題等に関する事項が加わり、人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

また、平成28年(2016)12月に、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消へ向け必要な教育及び啓発を行うよう努めることとされました。

さらに、令和7(2025)年4月に、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」が施行され、インターネット上の誹謗中傷や権利侵害情報への対応が強化されています。

(3) 埼玉県動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5カ年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指し、「差別を許さない県民運動」をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための様々な施策が推進されました。

平成14(2002)年2月には「彩の国5カ年計画21」が策定され、さらに、同年3月には「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針」を策定して様々な施策が展開されてきましたが、その後の社会情勢の変化等に適切に対応するため、平成24(2012)年3月、令和4(2022)年3月に「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とした「埼玉県人権施策推進指針」を一部改定し、人権教育・啓発を総合的に進めています。

(4) 杉戸町動き

本町では、平成5(1993)年12月「人権擁護都市宣言」の議会決議を受け、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指して教育・啓発活動を続けてきました。

平成13(2001)年3月に策定した第4次杉戸町総合振興計画では、その理念に「人と緑を生かしたオアシスの創造」を掲げ、基本計画においては、「人権尊重意識の高揚」を目指して、部落差別の解消のための「同和対策(教育)5カ年計画」をはじめ、「すぎと男女共同参画プラン」の策定、「すぎの子プラン」の策定、高齢者の権利擁護等を定めた「高齢者保健福祉計画」や障がい者の自立と社会参加を促進するため「障がい者福祉計画」の策定等、新たな計画を策定し、推進してきました。

なお、これら人権に関する総合的・横断的な計画として、平成10(1998)年12月、町長を本部長とした「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「人権教育のための国連10年杉戸町行動計画」を策定、また、この継承として平成17(2005)年7月に「杉戸町人権施策推進指針」を策定しました。平成22(2010)年3月、平成27(2015)年3月、令和2(2020)年3月に一部改定し、人権尊重社会の実現に向けて各種施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、現代社会においては、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が発生しています。

こうした状況に対応するため、令和8(2026)年3月、「杉戸町人権施策推進指針」を改定し、人権尊重の視点に立った施策を積極的に推進していきます。

2 基本理念

人権施策を推進する上での基本理念は、人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人々を対象に実施し、人権をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての住民が人権尊重の精神を踏まえた行動をすることができる社会の実現を目指すことです。

3 趣旨

この指針は、平成12(2000)年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」に基づき、また、平成6(1994)年の第49回国連総会で報告された「人権教育のための国連10年行動計画 平成7～16(1995～2004)年」及び平成17(2005)年7月に策定した「杉戸町人権施策推進指針」の成果を踏まえ、埼玉葛郡市市町と連携しながら部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別など、あらゆる差別をなくし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権文化」を築き上げるため、本町が今後実施すべき人権教育についての具体的施策の方向性を示すものです。

人権教育は、単に人権についての知識を提供するだけでなく、同時に人権尊重の社会を築くためのスキル(技術・技能)を分かち伝え、人権尊重の態度を育むものでなければなりません。

また、人権は、すべての住民の日常生活の基礎に置かれるべきものであり、人権文化が尊重される社会を実現するために、町職員など公務にあたる者の役割の重大さと言うまでもなく、これらの人々が例外なく人権教育を受けられるよう、機会を設ける必要があります。

それと同時に、すべての住民が、人権を自分自身の問題として捉え、人権意識を培っていけるように、条件整備をしなければなりません。町内の公的団体、企業・地域組織などの民間団体においても、この指針を踏まえ、積極的に人権教育を推進します。

* 埼玉葛郡市市町

人権施策を広域的かつ有効に推進するために、「埼玉葛郡市人権施策推進協議会」という組織を設置している。県東部の本町をはじめ、三郷市、八潮市、越谷市、春日部市、松伏町、の6市町で構成される。(令和8年3月現在)

4 人権教育

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」第2条前段に、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。

町民一人ひとりが様々な人権問題を正しく理解し、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見の無い社会をつくるため、学校教育や社会教育を通じて基本的人権の精神が正しく身に付くよう多様な学習機会を提供し、誰もが、自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を尊重し合う社会づくりへの取組が必要です。

本町の学校教育においては、部落差別をはじめとする様々な人権問題に対して児童・生徒の正しい理解を深め人権尊重の精神を育成し、一人ひとりの人権を大切に教育を推進するとともにいじめや差別をなくしていけることができる児童・生徒の育成に努めます。

また、社会教育においては、様々な人権に関する研修会や講演会など家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて広く住民に人権尊重の精神を培うことができるよう生涯にわたって人権教育の推進を図ります。

5 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」第2条後段に、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

人権啓発活動を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本町においては、「人権尊重社会の確立」を目指し、部落差別をはじめとする様々な人権問題の理解と人権尊重の精神を培うことができるよう、あらゆる場を通じて広く住民に対する啓発活動に努めます。

II 分野別人権施策の推進

1 部落差別(同和問題)

【現状と課題】

わが国固有の人権問題である部落差別は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、被差別部落(同和地区)の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実が図られました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成されたものと考えます。

しかし、人々の観念や意識のうちに潜在する心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込みが行われたり、また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

また、部落差別を口実とする不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」の横行が、部落差別に対する誤った意識を植え付けることになっているなど、解消しなければならない課題はまだ残されているのが現状です。

今後も、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえて、他の様々な人権課題との関連を考慮しながら教育・啓発を中心に部落差別の解消を目指していくことが必要です。

【施策の方向性】

部落差別の解消に当たっては住民一人ひとりの理解と協力が必要です。部落差別の早急な解消は、法の有無にかかわらず行政の責務として、差別が存在する限り積極的に取り組まなければなりません。

本町では、平成15(2003)年4月に「杉戸町同和行政の基本方針」を、平成16(2004)年2月に「杉戸町同和教育の基本方針」を策定し、人権教育・啓発を推進してきました。この両基本方針は、社会情勢の変化を考慮し、平成25年4月、平成30年3月、そして令和5年4月に見直しが行なわれ、今後は次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○今までの成果と反省に立って

部落差別への正しい認識を深めるため、教育・啓発事業への参加者の固定化や一方的な学習方法を改め、住民が参加したくなるような創意工夫を凝らした教育・啓発を推進します。

また、平成22(2010)年6月、戸籍謄本等の不正取得の防止に向けて埼玉県下市町村で一斉に導入した「本人通知制度」の周知に努め、登録者の増加を図ります。

○差別の現実から学ぶ

単に歴史的経緯を理解するだけでなく、被差別部落の果たしてきた役割を正しく伝え、さらに、現実に行っている様々な差別事象を学習することによって、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとして捉え、差別や偏見を「しない、させない、許さない、見逃さない心」を育てる教育・啓発を推進します。

○様々な社会問題から捉える

社会に存在する様々な問題に対し、積極的に取り組む主体性を育て、あわせて合理的・科学的な考え方を養い、今なお生活の中に根強く残っている因習や迷信等の不合理な考え方を払拭する教育・啓発を推進します。

○人権尊重の意識づくり

人間としての尊厳を重んじ、自由と多様性を尊重する寛容な社会の形成に努めます。

○えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、部落差別を口実にして企業や個人、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入の強要や、寄付金・賛助金等の金銭の不法、不当な要求です。このような行為は、部落差別に対する誤った認識を植え付け、部落差別の解消の妨げになるものです。

本町では「えせ同和行為対応マニュアル」を平成27(2015)年1月に作成し、各課に周知することで、えせ同和行為に対しては毅然とした態度で、断固拒否するとともに、住民に対して、えせ同和行為の排除に向け「広報すぎと」やパンフレット等を活用した啓発に努めます。

2 女性の人権

【現状と課題】

わが国では、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれて以来、国際連合などによる世界的な取組と連動しながら、「男女平等」に向けた様々な取組が進められています。しかしながら、人々の意識や行動・慣行の中にはいまだに女性に対する差別や偏見、性別による役割分担の意識が依然として残っているうえ、若年層における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVやワーク・ライフ・バランスなど、様々な課題が生じています。

このような中、地域社会を活力あるものとし、一人ひとりが幸せに生きるためには、「女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会」を実現することが重要となっています。

そのため、引き続き取り組むべき課題や社会情勢の変化から生じた新たな課題に適切に対応し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

【施策の方向性】

真に豊かで安心な社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合いながら、あらゆる分野に参画することのできる「男女共同参画社会」を実現することが、その基本になるものと考えています。

そのため、令和8年(2026)年3月に「すぎと男女共同参画プラン(第6次)」を策定し、「自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち」を基本理念に、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○みんなが尊重しあうまちづくり

固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場において男女共同参画が促進されるように、様々な立場、年代の住民を対象として男女平等の意識啓発を推進します。

また、性差を尊重したきめ細やかな教育の推進に努め、国際理解の促進を支援します。

○みんなが社会で活躍するまちづくり

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を図るとともに、事業所や自営業等で働く女性の活躍機会の拡大と起業する女性への事業立ち上げ、事業運営円滑化を支援し、女性のエンパワーメントを目指します。

各種審議会等への積極的な女性の活用を図り、町政へ女性の意見が反映される機会の拡大を図ります。

○みんなが安心して暮らせるまちづくり

介護者の負担を減らし、高齢者や障がい者(児)が生きがいを持ちながら安心して地域で暮らせるように介護サービスや福祉施策の充実を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活を送り、貧困の連鎖を防ぐために、対象者に支援が行き渡るよう各種支援制度の周知を図ります。

また、配偶者に対する暴力の根絶を目指して、暴力の発生を防ぐための啓発と、被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

さらに、災害発生に際しての避難所運営や救助・救援活動、復興支援に際して、女性への配慮が行き渡るよう、防災活動等において女性の参画促進に努めます。

3 こどもの人権

【現状と課題】

近年、核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、様々な要因による急速な少子化等により、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。一方では、都市化の進展や、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における連帯意識が希薄化し、地域における相互扶助機能の低下が指摘されています。

こうした状況の中、子育てに関する孤立化や、学校におけるいじめや不登校の児童生徒の増加、家庭における子どもの虐待など、子どもの人権に関する様々な問題が顕在化してきています。

これらの問題を解決するには、家庭、地域、学校等がさらに連携を深め、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令や国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

平成11(1999)年5月5日に制定した「すぎの子憲章」は、すぎの子プラン(児童健全育成計画)に基づき、児童憲章・子どもの権利条約を基本におき、子どもを尊重し、一人ひとりの人権が守られながらのびのびと育っていくことを理念として、普及に努めていきます。

また、すぎの子プランの基本理念・基本方針を継承し、「杉戸町子ども計画」の基本理念(「笑顔が輝き しあわせ実感 誰もが健やかに成長できるまち すぎと」)の実現と、次代を担うすべての子どもたちが健全に健やかに育つよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○こどもの人権を守る意識づくり

子どもを一人の人間として尊重し、こどもの人権を守る役割を大人が担っていることを住民に認識してもらおうべく、こどもの人権を守る意識づくりに努めます。

○子どもへの人権教育

子どもに対し、自分の人権が守られるように、他人の人権を尊重しなければならないことを、家庭、地域、学校等で教えていきます。

○いじめ・虐待等の防止

いじめや虐待はこどもの人権にかかわる重大な問題であり、家庭、地域、学校等の関係機関が連携し、“いじめ”をしない、させない、許さない、見逃さない児童・生徒の育成、さらに児童虐待防止ネットワーク会議を活用し、こどもの虐待防止、早期発見に努めます。

4 高齢者の人権

【現状と課題】

本町の高齢者の現状は令和7(2025)年10月1日現在、人口43,225人のうち65歳以上の高齢者は14,724人で※高齢化率は34.06%となっています。

人口が減少傾向にある一方高齢者人口はますます増加し、今後一層の高齢化が進むものと予測されます。こうした状況の中、高齢者をとりまく環境は厳しさを増しています。現実には要介護状態などにある高齢者に対する精神的・肉体的虐待、高齢者の金銭搾取などの経済的虐待等、高齢者に対する様々な人権問題が発生しています。

今後においても、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるような各種施策を総合的に推進していく必要があります。

【施策の方向性】

高齢者が尊厳を保ち身近な地域で元気に安心して豊かに過ごすことができるよう、健康づくりを始め趣味や学習活動などへの参加や豊かな経験と能力を活かせるような社会、さらには高齢者が自立した質の高い生活が送れるような環境づくりを推進します。

「杉戸町高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)」に基づいて、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○生きがいづくりと社会参加の促進

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者や元気な高齢者等に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることなどへの予防を図り高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進するため「シニアサロン」「老人クラブ活動」及び「シルバー人材センター」などの事業を支援し、高齢者がさまざまな分野で活躍できる社会づくりを推進します。

○介護予防・健康づくりの推進

将来、高齢者が全人口の約3分の1を占めると言われておりますが、高齢者が元気であることは、社会、地域、家庭にとって大変重要なことであり、健康づくりや介護予防について総合的に推進します。

○虐待等への対応

今後も高齢者の増加に伴い虐待の事案も増えることが予想されることから、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応や「杉戸町要援護者あんしん見守りネットワーク」の充実に努め、対応を図っていきます。

○権利擁護の推進

近年、一人暮らしや高齢者世帯、さらには認知症の方も増えてきており、世間で騒がれている振り込め詐欺や悪徳商法などにだまされるケースが発生しています。

特に、身寄りのない認知症高齢者等の財産保全については、社会福祉協議会が進めている「あんしんサポートねっと」の活用や成年後見制度の活用について関係機関・団体などとともに連携を図り推進します。

○高齢者の人権についての教育・啓発

高齢者を取り巻く環境は刻々変化しており、今後も高齢者の急激な増加にともない、様々な人権問題が発生することが考えられます。そうした中、高齢者問題を自分自身の問題として考え、一人ひとりが果たすべき役割を認識し、※ノーマライゼーションの理念のもと高齢者の人権が尊重される社会を実現するため、高齢者の人権についての啓発を様々な機会を捉えて行うよう進めていきます。

※高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※ノーマライゼーション

一般的には障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

5 障がい者の人権

【現状と課題】

本町では、令和6年3月に策定した「杉戸町障がい者福祉計画」に基づき、「障がいのある人もない人も、共生社会の実現に向け安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指し、障がい者の社会参加の支援等、障がい者が暮らしやすい環境整備に取り組んでいます。しかしながら、急速な高齢化とともに障がい者の増加、障がいの重度化・重複化なども進んでいることから、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の能力を引き出し、生きがいを持って社会参加できることを目指すリハビリテーションと、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、より充実した障がい福祉サービスの提供を図るとともに、差別意識や偏見をなくすため、障がい及び障がい者に対する正しい理解を社会全体に浸透させていく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人の人間性の回復を目指すリハビリテーションの理念と、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念を基本とする「杉戸町障がい者福祉計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○障がい者福祉の充実

障がい者がその能力・特性を最大限に発揮し、多様かつ適切な活動・生活の場を確保できるよう、日常生活の支援策や相談体制の充実強化など、障がい者福祉の各種施策の充実を図ります。

○障がい者の日常生活環境の整備

障がい者が住みなれた地域のなかで安全かつ快適に日常生活を送れるよう、障がい者福祉施設の充実を図るとともに、バリアフリーの視点に立った福祉のまちづくりに取り組みます。

○相互理解の社会環境の整備

障がいのある人もない人も共に生き、共に理解し合えるようふれあいの機会を増やし、障がい及び障がい者に対する正しい理解と人権尊重の意識の啓発や、障がい者の就労機会の拡大や学習機会の拡充等社会環境の整備を進めます。

6 外国人の人権

【現状と課題】

近年、国際化の波は、大きなうねりとなって日常生活の中に浸透しつつあり、国・県のみならず町や地域が国際社会に果たす役割は、ますます重要になっています。町内においても、令和7(2025)年10月1日には、総人口(43,225人)の約2.1%にあたる923人の外国籍住民が居住しており、異文化に触れる機会が増えています。

本町では、国際交流推進の基盤とするため、平成8(1996)年杉戸町国際交流協会が設立され、西オーストラリア州・バッセルトン市と姉妹都市を提携し、住民の手による地域国際化のための各種事業が進められています。

今後、さらに国際理解を深めるため、行政と住民が一体となった施策を展開し、国際的視野と感覚を備えた住民の育成、住民レベルの交流の活性化、国際化時代に対応した地域づくりが必要となっています。

【施策の方向性】

町内に住む外国人の中には、婚姻や仕事の都合、その他の理由で町に根をおろして生活している人も少なくありません。日本人の外国人に対する偏見や差別に対し、同じ住民であるということを認識し、お互いの文化、習慣の違いを理解・尊重し合うために、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○お互いを認め合う意識の醸成と環境づくり

外国の文化や風習、歴史について正しい理解と認識を深めると同時に、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、理解不足から生じる差別や偏見を払拭するための啓発に努めます。また、外国籍住民に必要な情報の収集や多言語による情報等の提供に努めます。

○国際交流活動の推進

地域での交流や異文化理解、生活支援のための住民レベルの活動を支援します。

○国際理解教育の推進

日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界の平和と発展に貢献する日本人を育成するという認識に立ち、学校における国際理解教育を一層充実します。

7 その他の人権問題

身近に感じられる人権問題を分野別に述べてまいりましたが、現代社会にはこの他にも次のような人権問題が存在します。また、時代の変化に合わせ、新たな人権問題への取組も重要です。

(1) 性的指向と性自認の多様性

LGBTとは、レズビアン(L)・ゲイ(G)・バイセクシュアル(B)や出生時の性別と性自認が一致しない人やどちらの性別にも違和を感じる人であるトランスジェンダー(T)の頭文字から取った言葉で、こうしたセクシュアルマイノリティ(LGBT)について、文部科学省をはじめ、各教育委員会でも積極的に取組を始めています。令和2(2020)年の小学校教科書改訂において初めてこの多様性を扱う教科書も登場し、学齢期の早い段階から学ぶ必要が認識されるようになっていきます。

また、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が加えられたことから、いわゆるLGBTと言われる性的少数者への配慮意識の醸成が必要となっています。近年、性的少数者を取り巻く環境は、大きく変化し、関心が高まりつつあるものの、理解が進んでいるとは言い難く、地方自治体においても対応を模索しているところです。

本町では今後も、性的少数者の方々があらゆる場面においても、不当な差別をされないよう啓発を推進します。

(2) アイヌの人々

わが国の少数民族であるアイヌの人々は、独自の豊かな文化を持ちつつも、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚における差別が依然として存在しています。

このため、平成9(1997)年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

平成19(2007)年、国連では「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年の平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が国会で採択され、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざした取組を進めています。

平成31(2019)年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、同法に基づき、アイヌ政策推進本部が内閣に設置されました。

本町では今後も、アイヌの人々が不当な差別や偏見を受けることなく、アイヌ語やアイヌの伝統文化に対する理解を深め、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進します。

(3)HIV感染者・ハンセン病患者

エイズウィルス(HIV)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分な状況とは言えません。

エイズウィルスに感染したために、職場で退職を強要されるなどの事案が現在も発生しています。感染症に対する無知・無理解から生じる「差別」を無くすには、正しい知識と理解を得るための教育・啓発が重要です。

本町では今後も、感染者・患者が病気を理由に不当な差別を受けることなく人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、人権教育・啓発を推進します。

(4)刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や居住の確保の困難等、本人に強い更生意欲があるにもかかわらず、社会復帰を目指すには、多くの障壁が存在しています。

刑を終えて出所した人たちが、円滑に社会復帰を果たすためには、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

本町では今後も、刑を終えて出所した人やその家族などが、不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の一員として受け入れられるよう啓発を推進します。

(5)犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な犯罪被害により身体的・精神的・経済的に苦しんでいるにもかかわらず、報道機関による過剰な取材活動、いわれのないうわさ、また、中傷により平穏な私生活を脅かされることが少なくありません。そこで、平成16(2004)年12月には、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るために「犯罪被害者等基本法」が制定されました。その後、平成28(2016)年に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29(2017)年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

本町では今後も、犯罪被害者やその家族の方などが、いわれのないうわさや中傷により傷つけられることなく、平穏な私生活を送ることができるよう、啓発を推進します。

(6)インターネットによる人権問題

インターネットの利用率(令和5(2023)年現在86.2%)の増加に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、安易に他人の名誉を侵害したり、差別を助長する書き込み事象も増加の一途にあります。また、インターネットを介した犯罪に青少年が巻き込まれるといった事案も起きています。

こういった問題に対応するため、インターネット上の差別的な書き込みの削除にかかるプロバイダーに対する損害賠償の免責や発信者の情報開示を規定した、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が平成14(2002)年に施行され、令和7(2025)年に、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」へと改正されています。

本町では今後も、インターネット等の利用者に対する、モラルやリスクについての啓発、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発を推進します。

(7)北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による「拉致」は重大な犯罪(人権侵害)です。今なお所在の分からない拉致被害者と思われる方々があり、その帰りを待ちわびる家族の方々がいます。

平成18(2006)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められ、平成23(2011)年4月の閣議決定では、「人権教育・啓発に関する基本計画」の各人権課題に対する取組の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

本町では今後も、北朝鮮当局による拉致問題は、国民的課題であることを認識し、この問題に対する関心と認識を深めるための啓発を推進します。

(8)ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、路上生活を続けている方に対する嫌がらせや暴行などの事案が発生しています。そこで、平成14(2002)年8月に、ホームレスの自立支援等にかかる国と地方公共団体の責務を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

本町では今後も、ホームレスの人権を守るための啓発の推進はもとより、ホームレスの自立に向けた支援を推進してまいります。

(9)人身取引(トラフィッキング)

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な人権問題です。

国は、平成21(2009)年12月に犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を策定し、取組を進めておりますが、性的搾取のためと思われる、東南アジア諸国の女性を対象とした人身取引の目的国が日本であるという現実があります。

本町では今後も、こういった事実を周知するとともに、人身取引撲滅のための啓発を推進します。

(10)災害と人権

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な災害がもたらす、「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

被災者自身が災害により人権を侵害されている状態にある中で、高齢者や障がい者、子どもやことばの壁のある外国人など、いわゆる「災害弱者」と呼ばれる人たちはさらに困難な状況に身を置かざるを得なかったことが推測できます。

さらには、福島原発事故に起因した放射能汚染による風評被害や被災者への差別的言動なども、重大な「人権侵害」として注目されました。

本町では今後も、こういった災害時の人権侵害を防ぐための方策を防災対策の一つとして、取り組んでまいります。

(11)ゲノム情報(遺伝情報)

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が令和5(2023)年6月に施行され、今後ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。

本町では今後、こういった事実を周知するとともに、ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい理解を深めていけるよう、啓発を推進します。

Ⅲ 人権教育の基本視点

1 生涯を通じた人権教育の推進

近年の余暇時間の増大や高齢社会の到来に対して、人々はより充実した人生を送りたいと願っています。そのために、生涯にわたって様々な知識を身につける生涯学習が必要となってきています。そこで、誰でも自由に学習ができ、生きがいを感じられる社会(生涯学習社会)づくりが求められています。

お互いの人権を尊重し合うことが必要不可欠であり、住民一人ひとりが日常生活の中で、人権にかかわる様々な問題に気づき、あらゆる場を学習機会と捉え、自発的に参加し、常に人権を考える習慣を身につけることが大切です。

○人権侵害は当事者にとって深刻な問題だという意識を育みます

日常生活の中で知らず知らずのうちに誰かの人権を侵害していることがあります。たとえば、相手の人権を侵害していることにまったく気づいていなかったり、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりします。

人権は、侵害される人にとっては、重大でかつ深刻な問題であるという認識が必要です。

○偏見や間違った知識を払拭し、人権尊重の意識を育みます

人権侵害の背景には、偏見や間違った知識、迷信などに基づいたものが多く見受けられます。人権教育を通じて、人権問題に対する正しい知識と認識を深めることにより、私たちの心の中に潜む偏見や誤った考え方を排除し、人権尊重の意識を育むことが必要です。

○お互いに「違い」を認め合い、尊重し合う意識を育みます

普段の生活の中で、自分たちと同じ考え方をしない人、同じ行動を取らない人をつい、特別な目でみてしまうことがあります。自分と同質でない人を排除してしまうことは、その人の人権を軽視することになります。お互いに「違い」を認め合い、尊重し合うことが必要です。

○人の痛みを自分の痛みとして感じる意識を育みます

私たちは誰でも、自分の経験するつらさや痛みを通して、差別を受けている人の痛みを共感することができます。私たちの回りにあるさまざまな差別の痛みを共感し、差別を一つひとつなくしていく努力を続けることが必要です。

○人と自己的人権は相互に関連しているという意識を育みます

人は一人だけで生きていくことはできません。お互いに支え合って生きています。私たちは、自分以外の人の努力によって自己的人権が守られているということを、つい忘れがちになってしまいます。自己的人権を守るということは、あらゆる人のあらゆる人権を守っていくことでもあるのです。自己的人権と他人の人権は相互に関連しているものであることを認識する必要があります。

2 一人ひとりが輝くための人権教育

一人ひとりが社会にとってかけがえのない存在であるということを基本に据え、すべての人が自分らしさを表現して社会参画していくことは、人権教育が目指す目標の一つです。

しかし私たちの社会には、人種、民族、出身地、性別、障がいの有無、国籍、言語、価値観等、属性や文化の違いを理由に、不当な差別や制約、抑圧を加えるような状況がまだまだ多くあります。「被差別部落出身だから…」、「女だから…」、「障がい者だから…」と、否定的なレッテルを張り、社会的に制約を加えたり、排除する差別が存在しています。

こうした、差別の土台となっている偏見や誤った考え方を変革していかなければなりません。差別は、差別される人々から自信を奪い、自らを無力な存在と思い込ませる働きをします。差別をなくしていくためには、差別される側の人々もエンパワメントが必要だといわれています。

差別され抑圧されて、ときには沈黙を余儀なくされている人々が、自らの社会的立場と権利を自覚し、社会を変革するために立ち上がる力をつけていくために、自己を信頼する力、自己を主張する力や他人とのコミュニケーション等を育成し、一人ひとりが輝く社会にしていくことが大切です。

IV 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場での人権教育の推進

人権を尊重し合う社会の実現のために、あらゆる人々が、家庭・地域・学校・職場・余暇活動等の、あらゆる場や機会において、人権教育を受けられるように、取組を進めていかなければなりません。また、人権にかかわりの深い特定の職業に従事するものに対して、改めて人権という原点に立ち返った人権教育・啓発を進めていきます。

本町は

あらゆる場を通じて人権教育・啓発を実施します。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発を支援します。

あらゆる場を通じて人権教育・啓発活動が行われるよう働きかけます。

(1) 学校教育における人権教育

人権教育とは、ただ単に人権についての知識を教え学ぶことではありません。学校教育において人権教育を推進するためには、自分の可能性を追求し、自分らしく生きるために自己を確立し、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々との豊かな相互理解を深めることのできる子どもを育成する必要があります。

幼稚園の中での様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、自分を大切に作る心や友だちを思いやる心、豊かな感性を育み、主体的に生きる人間形成の基礎を培うことは、人格形成の上でとても重要です。

- ・友だちと一緒に活動する楽しさを知ることにより、人と支え合って生きる力を育てます。
- ・友だちとのつきあいの中で、言ってはいけないこと、してはいけないことがあることに気づくようにします。

小中学校における人権教育カリキュラムについては、授業研究、実践交流を充実し、人権問題を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じた体系的な人権教育カリキュラムを整備しなければなりません。

子どもたちが自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、互いに「違い」を

認め合い、他者を大切にすることを育成することに努めます。

- ・差別をすることがいかに人権を踏みにじったものであるかを理解させ、公正で合理的なものを見方ができるように指導します。
- ・教育活動全体を通して、人権尊重にかかわる指導を進め、部落差別をはじめ様々な人権問題について正しく理解、認識するための基礎が身につくように指導します。
- ・友だちの喜びや悲しみに共感し、お互いの「違い」を認め合い、尊重する中で、学校や学級の様々な問題に対して、全員で考え、解決していこうとする態度を育てます。
- ・いじめ等、弱い立場の人に対する人権侵害を見逃さず、断じて許さない態度を育てます。
- ・また、学校の中に人権文化を創造するために、人権尊重の精神にあふれる学校づくりを目指します。

(2)社会教育における人権教育

人権感覚を高め、人権尊重の精神を社会全般に広く浸透させるためには、一人ひとりが自らの日常の中に人権にかかわる様々な問題があることに気づくことが大切です。そして、生涯を通じてあらゆる生活の場を学習の機会と捉え、自発的に参加していくことが人権問題の解決につながります。

社会教育において人権教育を推進するために、これまでの事業内容を人権の視点で捉え直すとともに、人権にかかわる様々な学習機会の創出、社会教育関係機関の連携・協力の強化、講座の充実、情報の提供、相談体制の整備・充実を図るように努めます。

人権にかかわる様々な学習機会の創出については、住民にとって人権にかかわる内容の学習機会を通し、住民が身近な課題として受けとめることができるように内容の充実を図ります。

公民館等の社会教育施設では、地域住民の人権意識の高揚を図るために、人権にかかわる学習機会の充実とともに、学習情報の提供に努めます。

(3)家庭における人権教育

家庭は、社会の最小構成単位であり、人間の営みの基本的な場です。人権を文化として私たちの生活に根づかせるためには、家庭の果たす役割は極めて重要です。特に、幼児期から少年期における人権意識の形成には、家庭が大きなウエイトを占めています。学校、地域、職場等における人権教育・啓発の効果が正しく家庭に反映し、

家庭の中での人権尊重意識の高まりを育むための支援をしていきます。

また、保育園では、子どもたちがまわりとのかかわりの中で、愛情や信頼感、そして人権を大切にできる心育てるとともに、社会性の芽生えを培います。

保育園の保護者会、幼稚園、小中学校のPTA等において、人権に関する研修会を充実させ、それぞれの家庭に浸透するよう支援します。

(4)行政における人権教育

職員の人権意識の高揚を図るため、研修機会の充実に努めます。職員は人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において適切な対応を行なうことが重要であり、研修には積極的に取り組んでいきます。

また、教職員の人権意識の高揚を図るため、研修会の充実に努めます。

さらに、社会教育関係職員の人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育・啓発に必要な知識、技能を習得するための各種研修会への参加を進めます。

2 効果的な啓発活動の実施

この指針が目指すものは、人権を文化として捉え、すべての人がごく自然に人権尊重の意識をもって行動できる社会の実現であり、人権という文化を世界のいたるところに築き上げていくための活動の推進です。

人権教育を通じて「人権感覚あふれる社会をつくっていくのは自分自身である」という意識を育み、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本町においては、平成17年7月策定の「杉戸町人権施策推進指針」をもとに部落差別をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等多くの人権問題について、それぞれの分野で啓発活動を展開してきました。さらに総合的な教育・啓発を推進するために、人権という視点から各種の重要課題に取り組み、教育・啓発を充実させ、人権意識を育むための総合的な教育・啓発活動システムを構築することが大切です。

人権という文化を築き上げていくためには、あらゆる場で、あらゆる人に、あらゆる手法による人権教育を進める必要があります。そのために、次のような条件整備に取り組んでいきます。

(1)人権意識の普及・高揚

・あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進していくため、リーフレットや人権作文集等、また、啓発映画(ビデオ)等の人権啓発教材の充実に努めます。

- ・人権意識の普及・高揚を図るため、街頭啓発、研修会、講演会、フェスティバル等の教育・啓発事業の充実に努めます。
- ・住民全体の人権意識の普及・高揚を図るため、「広報すぎと」等を活用した教育・啓発事業のより一層の充実に努めます。

(2)人材の育成と活用

- ・人権教育指導者養成講座の修了者に講師、あるいは地域、職場のリーダーとして活躍できるよう、講座の内容の充実に努めます。

(3)推進体制の整備

- ・杉戸町人権施策推進会議では、人権を軸として、国、県、埼玉郡市市町及び近隣市町と連携し、人権教育・啓発を推進します。

(4)調査・研究の実施

- ・すべての住民に人権教育・啓発が浸透するように、教育・啓発に関する効果的な手法についての調査・研究等に努めます。
- ・情報の流出に伴うプライバシーの侵害やインターネットを通じた人権侵害等の新たな人権問題に関する調査・研究、情報収集に努めます。

(5)情報公開と個人情報の保護

- ・住民の知る権利を保障するとともに、町政に対する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図るため杉戸町情報公開条例を定めています。
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するため、杉戸町個人情報保護条例を定め個人情報の保護に努めます。

(6)人権行政の推進

- ・本町行政の推進に当たっては、常に人権尊重という視点に立った取組を進めます。
- ・人権問題に関する各種相談をさらに充実させ、相談体制の充実強化に努めます。

(7)福祉関係者・その他企業等民間における人権啓発

- ・社会福祉関係職員をはじめ、福祉業務従事者の人権意識の高揚を図るため、各種研修会を充実させていきます。
- ・企業等に対して、人権意識の高揚を図るための人権啓発の推進を働きかけるほ

か、就職の機会均等を確保するための公正な採用システムが確立されるよう、啓発を行います。

3 連携・協力体制

(1) 国・県との連携

人権教育の推進が広域的な取組として展開されるよう国、県の人権に関係するあらゆる部局と連携し、より効果的な人権教育を推進します。

(2) 近隣市町との連携

人権教育を広域的かつ有効に推進していくために、本町を含む埼玉葛郡市市町は「埼玉葛郡市人権施策推進協議会」を組織し、これまで住民を対象とした講演会や、各階層別の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の現地研修や研修会等を連携・協力して実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼玉葛郡市市町はもとより、近隣市町とも連携・協力を図りながら人権教育を推進します。

(3) 民間団体との連携

人権を日常生活のすみずみまで浸透させ、人権文化を確立するためには、行政や学校といった公的な部門の取組だけでは不十分です。民間のあらゆる部門で人権教育の取組が積極的に図られる必要があります。

今後、各種団体に人権教育の取組の充実を促すとともに、人権問題に取り組む各種の民間団体との連携・協力を図りながら、共に人権教育を推進します。

V 計画の推進【実現のために】

1 目標の達成

この指針の推進にあたっては、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を各方面すみずみまで浸透させることを目標とし、この指針の趣旨である『人権』という普遍的文化が確立されることを目標とします。

2 推進体制の整備

人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「杉戸町人権施策推進会議」を核として、全庁体制で総合的に取り組んでいきますが、特に教育委員会においては、学校教育、社会教育等の人権教育に係る施策を積極的に推進します。

また、各課(局・室)が所管する民間団体や各種住民団体とも連携を深め、人権教育の推進を図るように働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

さらに人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報を体系化し、総合的な提供に努めます。

人権施策の推進にあたり、幅広く住民に意見を求め、施策に反映します。

3 目標年次等

人権施策の推進にあたっては、長期的な視点に立ち取り組んでいく必要があることから、令和8(2026)年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、杉戸町総合振興計画と整合を図り、社会情勢等の変化を踏まえるとともに、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直しを行います。